

非常勤講師採用予定者 各位

総務部人事課長
(公印省略)

個人番号（マイナンバー）の提出について（お知らせ）

平成27年10月5日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）に基づき、源泉徴収票など、税の関係書類にマイナンバーを記載することが必要となります。

つきましては、下記書類について、採用後に提出が必要となりますので、来学の際に所属学部へお持ちくださいますようお願いいたします。

記

【採用後に提出いただくもの】

- ・マイナンバー確認書類（写し）
（本人のマイナンバー通知カード、個人番号カード、マイナンバーを記載した住民票など）
- ・身元確認書類（写し）
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カードなど）

※既に提出済みの方は必要ありません。

※マイナンバー通知カード等（写し）は、誤送や紛失を防ぐため、郵送しないようお願いいたします。

【マイナンバーの利用目的】

本学は、非常勤講師新規採用者から収集した個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用いたします。

- ・ 給与所得の源泉徴収票作成事務

(提出に関する問合せ先)
総務部人事課給与支給係
TEL : 098-895-8062
mail : jnsikyu@to.jim.u-ryukyu.ac.jp